

## 家族の絆一行詩コンクール広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県が実施する「家族の絆一行詩コンクール」への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 「家族の絆一行詩コンクール」とは、子どもから大人へ、大人から子どもへ、思っているけれどなかなかお互いには伝えられない「ありがとう」の気持ちを一行詩にして伝えることで、お互いの気持ちを理解し、信頼関係が深まることを期待して、みえ次世代育成応援ネットワークと協働して実施するものです。

### (広告の種類・規格等)

第3条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

広告の種類は、下記の3種類（募集チラシ、作品集、映像集）であるが、いずれかのみので広告を選択することはできないものとする。

① 広告の種類 : 募集チラシ

広告の掲載位置・規格 : 募集チラシの一角に企業名のみを記載

なお、文字サイズは、募集チラシの大きさ等を踏まえて調整

掲載枠数 : 10枠

スペースの都合上、枠数に限りがありますので、応募広告枠が多い順等により決定します。

② 広告の種類 : 作品集

広告掲載位置・規格 : 作品集裏面に企業ロゴ（約2cm×約6cm）と

企業メッセージ（20文字以内）を掲載

なお、企業ロゴや企業メッセージの文字サイズは、作品集の大きさ等を踏まえて調整

文字色については、4色刷り

掲載枠数 : 45枠

③ 広告の種類 : 映像集

広告掲載位置・規格 : 映像集最終画面に企業名のみをロールで流して掲載

なお、文字サイズは、映像集画面の大きさ等を踏まえて調整

掲載枠数 : 45枠

(広告の募集方法)

第4条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として三重県ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。なお、三重県次世代育成応援ネットワーク会員へは別途依頼する。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、家族の一行詩コンクール広告掲出申込書兼誓約書(様式第1号)により県に申し込むものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第5条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第8条に規定する家族の一行詩コンクール広告掲載審査会を開催し、要綱第7条の規定により広告掲載を決定する。

- 2 県は、前項の規定により広告掲載を決定したときは、家族の一行詩コンクール広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。
- 3 前項の規定による広告掲載の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、県が指定する期限までに、家族の一行詩コンクール広告掲載承諾書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載価格は1枠(募集チラシ、作品集、映像集共通)あたり10,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、1社あたり最大9枠まで応募することができるものとする。その場合は、枠数に応じて、作品集のみ企業ロゴや企業メッセージの広告サイズを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括で納入するものとする。
- 3 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しない。
- 4 前項の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第7条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの県の指定する日までに、原稿(企業ロゴ、メッセージ)を県の指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(審査会)

第8条 要綱第11条の規定により、家族の絆一行詩コンクールに掲載する広告の可否を審査するため、家族の絆一行詩コンクール広告掲載審査会(以下「審査会」と

いう。)を設ける。

- 2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、あらかじめ当該広告に関連する事務を所掌する所属等に意見を求めることができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、当該広告に関連する事務を所掌する所属等の長を臨時委員に指名することができる。
- 5 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (審査の特例)

- 第9条 前条の規定による審査会を招集することができないとき、又は会長が審査会を招集する必要がないと認めるときは、書面による合議をもって、審査会の審査にかえることができる。
- 2 前項の書面による合議の場合において、第8条第7項及び第8項に「出席」とあるのは「合議」と読み替えるものとする。

#### (事務局)

第10条 審査会の事務局は、子ども・家庭局少子化対策課に置く。

#### (協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### (裁判管轄)

第12条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

#### 附則

この要領は平成29年5月10日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係) 家族の一行詩コンクール広告掲載審査会委員

委員長	子ども・家庭局次長
委員	少子化対策課長
	子育て支援課長
	子ども虐待対策・里親制度推進監
	健康福祉総務課長